

神奈川県環境農政局公共事業評価委員会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県環境農政局公共事業評価委員会運営要領（以下「委員会運営要領」という。）第8条の規定に基づき、神奈川県環境農政局公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(非公開とする場合の決定方法)

第2条 委員会運営要領第6条第1項ただし書の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮り決定する。

(委員会開催の周知)

第3条 委員会開催についての公表は、開催日の1週間前までに、県のホームページへの記載等適切な方法により行うものとする。

2 公表の内容は、会議名、日時、場所、議題、傍聴の席数、傍聴申込方法及びその他必要な事項とする。

(傍聴に関する手続き等)

第4条 傍聴申し出の受付は、委員会開催の当日、所定の場所において開催の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

2 傍聴者の定員は10名以内とし、定員を超えた場合は抽選により決定する。

3 傍聴者には、会議内容がわかる資料を提供する。

(傍聴の制限)

第5条 次の者は委員会を傍聴することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第6条 傍聴者は会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(会場の秩序維持)

第8条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(報道関係者の傍聴)

第9条 報道関係者の傍聴については、この要領を準用する。ただし、第4条の規定は適用しないものとする。

(雑 則)

第 10 条 この要領に定めのない事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 14 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。